

令和元年

第1回市議会臨時会 報告第4号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した市有財産貸付料請求事件について、被告との和解を平成31年2月12日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

令和元年5月21日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

- 1 被告 住所 函館市**町****
氏名 *****(債務者)
住所 函館市**町****
氏名 ** *(連帯保証人)
- 2 和解額 189,240円
- 3 支払方法
 - (1) 被告らは、原告に対し連帯して、次のとおり分割して、原告の指定する方法によって支払う。
 - ア 平成31年(西暦2019年)3月から同年11月まで毎月末日限り 各20,000円
 - イ 西暦2019年12月31日限り 9,240円
 - (2) 被告らが、前項の金員の支払を怠り、その額が40,000円に達したときは、被告らは、当然に期限の利益を失い、原告に対し連帯して、和解額から既払額を除いた残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済まで年14.6パーセントの割合による延滞違約金を直ちに支払う。
- 4 和解の専決処分の日 平成31年2月12日